

郡山市国際交流特使設置要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、郡山市の魅力を国内外に発信し、郡山市の国際的なイメージの向上に寄与するとともに、国際交流推進のための環境づくりを図ることを目的として設置する郡山市国際交流特使（以下「特使」という。）に関する必要な事項を定めます。

(委 嘱)

第2条 市長は、海外に拠点を持つ等国際的に活躍している方で、その活動が郡山市の国際交流の推進や文化振興に寄与すると認められる方を特使として委嘱します。

(任 期)

第3条 特使の任期は原則無期限とし、当該本人に限り認めるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その任期中においても解嘱することができます。

- (1) 特使から辞職の申し出があったとき
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があると認めたとき
- (3) その他市長が認めたとき

(特使の活動)

第4条 特使には次の活動をお願いします。

- (1) 日常の自身の活動において、郡山市の魅力の紹介をお願いします。
- (2) 海外から見た郡山市に関する情報の提供をお願いします。
- (3) 世界で活躍できる郡山市の人材育成にご支援をお願いします。

(情報の提供)

第5条 特使に対しては、郡山市の各種情報を適宜提供します。

(報 酬)

第6条 特使には、無報酬でご協力をお願いします。

(その他)

第7条 この要領に定めのあるもののほか、必要な事項は別に定めます。

附 則

この要領は、平成25年6月28日から実施します。